

11月11日(金)～17日(木)は
税を考える週間です

国や地方公共団体は、私たちが豊かで安定した暮らしができるように、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興など幅広い活動を行っています。こうした活動を支える財源が「税金」です。

「税金」は私たちが生活の向上と安定を願う限りどうしても負担しなければならない会費といえましょう。

この機会に、税について考えてみてはいかがでしょうか。

入湯税

◆入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備や観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。

◆納める人

鉱泉浴場（温泉等）を利用する入湯客です。

◆市内対象施設は、

ヘルシーパル岡谷、(株)ホテル紅やハイウェイ温泉諏訪湖（諏訪湖サーブスエリア下り線）が対象となっています。

◆税額

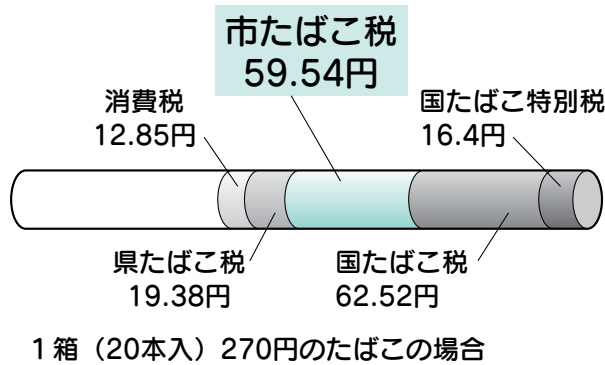
一人あたり 宿泊（1泊） 150円

日帰り 50円

※12才未満の人、また、ロマネット、おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）は地域住民の福祉向上を図るための施設として入湯税はかかりません。

市たばこ税

◆たばこの代金のなかには、次のような税金が含まれています。



◆市たばこ税の税額は、一般の紙巻たばこが1000本につき2977円

市税に関する証明

◆取り扱い窓口

・税務課（市役所1階）

▽個人市県民税の所得、課税、納税証明書

▽法人市民税の納税証明書

▽軽自動車税継続検査用納税証明書

▽固定資産税課税台帳、公図、土地所有者リスト

▽評価証明書、公租公課証明書

▽営業証明書

・湊、川岸、長地の各支所

▽個人市県民税の所得、課税、納税証明書

▽軽自動車税継続検査用納税証明書

▽固定資産税課税台帳、公図、土地所有者リスト（※公図と土地所有者リストは、その支所の所管する土地に限ります）

・岡谷駅前出張所

（ラオカヤ1階）

午前10時～午後7時

毎月第3火曜日・年末年始休み

- ▽個人市県民税の所得、課税、納税証明書
- ▽軽自動車税継続検査用納税証明書

◆諏訪広域証明

- ・諏訪管内（6市町村）で証明書が取得できます。
- ▽個人市県民税の所得、課税、納税証明書
- ▽軽自動車税継続検査用納税証明書
- ▽評価証明書、公租公課証明書

◆証明書等の請求に

必要なもの

- ・印鑑（本人確認（免許証等）ができれば印鑑がなくても交付できます）
 - ・手数料（一通につき300円）
 - ・委任状（申請される方と必要の方の世帯が違う場合）
 - ・法人の証明書等には、社印が必ず要です。
- ※軽自動車税継続検査用納税証明書は、印鑑、手数料、委任状は不要です。



平成17年分年末調整説明会について

諏訪税務署では下記のとおり平成17年分の説明会を開催します。説明会への出席を希望される方は、10月末に諏訪税務署より送付されている関係書類を持参してください。

- 日 時…11月10日（木）午後1時30分から2時間程度
- 場 所…カノラホール 小ホール
- 対象者…法人、個人の白色申告者
※岡谷会場以外にも諏訪・下諏訪・茅野・富士見でも行われます。詳しい日程については諏訪税務署へお尋ねください。
- 問合せ 諏訪税務署 法人課税第一部門 源泉担当
(☎57-5213直通)

☆消費税相談窓口開設

税務署では、新たに消費税の課税事業者となられる方の消費税の申告に関するさまざまなご質問にお答えするために、12月28日（水）まで『消費税相談窓口』を設置しています。

消費税の申告に必要な記帳の仕方や決算の方法および請求書等の保存方法など、疑問がありましたら、諏訪税務署へお出かけください。

相談先：諏訪税務署 個人課税部門 (☎57-5211直通)

“税を考える週間”

記念講演会と1日税の無料相談等を開催

●記念講演会

日時 11月18日（金）午後2時30分～4時
会場 橋場会館
講師 三遊亭楽太郎 先生
演題 『笑いは心の栄養剤』

●1日税の無料相談

日時 11月15日（火）午前10時～午後4時
場所 まるみつ百貨店5階

●クイズ番組放映（LCV9チャンネル）

『なるほど・ザ・税金2005』

放送予定日および時間

11月12日（土）午後5時～
13日（日）午後4時～
14日（月）正午～・午後7時～・午後10時～
15日（火）午後1時～
16日（水）正午～・午後7時～・午後10時～
17日（木）午後1時～

●問合せ 諏訪税務署 (☎52-1390)

原付バイク（125cc以下）の登録、廃車の手続きに必要なもの

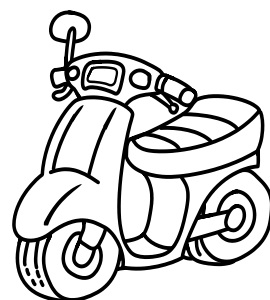
（取扱窓口 税務課）

- 登録…販売、譲渡、廃車証明書のいずれかと印鑑（所有者・使用者のもの）
- 廃車…ナンバープレートと印鑑（所有者・使用者のもの）

※ナンバープレートが盗難等でない場合は、印鑑（所有者）と返納できない理由がわかる書類（盗難届等）

◎廃車については、4月1日までに手続きを済ませてください。

廃車の手続きをしないと、いつまでも「税」の支払いをお願いすることになります。



あなたの国民年金はなんですか？

国民年金には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入することになり、次の三種類に分けられます。それぞれの加入や納付などについては次のとおりです。

自営業、学生など（20歳以上60歳未満）は、第1号被保険者

加入 20歳になったら市役所に届け出をしてください。

保険料 月額1万3,580円を、郵便局や銀行、またはコンビニなどで納付します。保険料納付には安心確実な口座振替がおすすめです。また、保険料が割引になるお得な前納制度もあります。詳しくは市民課まで。



こんなときは届出を！

会社や役所に就職したとき	▶ 第2号被保険者になります	勤務先へ
結婚して会社員や公務員の扶養になったとき	▶ 第3号被保険者になります	夫(妻)の勤務先へ

会社員・公務員（厚生年金、共済組合に加入している20歳以上65歳未満の人）は、第2号被保険者

加入 勤務先で手続きをしますので、本人による届け出は不要です。

保険料 給料から天引きされます。

こんなときは届出を！



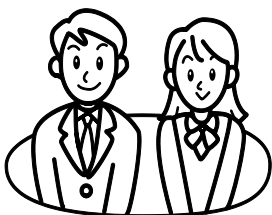
職場を退職したとき	▶ 第1号被保険者になります	市役所へ
転職して、別の会社や役所に就職し、厚生年金から共済組合、またはその逆に変わったとき	▶ 第2号被保険者になります	勤務先へ
会社員や公務員と結婚し、扶養になったとき	▶ 第3号被保険者になります	夫(妻)の勤務先へ

会社員・公務員に扶養されている妻(夫)（20歳以上60歳未満）は、第3号被保険者

加入 夫(妻)の勤務先に届け出をしてください。

保険料 夫(妻)の加入している制度から搬出されるので、個別に納める必要はありません。

こんなときは届出を！



年収が130万円以上になったとき／離婚したとき	▶ 第1号被保険者になります	市役所へ
会社員・公務員になったとき	▶ 第2号被保険者になります	勤務先へ
夫(妻)が会社や役所をやめて自営業等になったとき	▶ 第1号被保険者になります	市役所へ
夫(妻)が別の会社や役所に就職し、厚生年金から共済組合、またはその逆に変わったとき	▶ 第3号被保険者になります	夫(妻)の勤務先へ

国民年金のお問い合わせは、市民課 年金・市民サービス担当（内線1157）
または 岡谷社会保険事務所（☎23-3661）

明日のあなたを考えて…年金はあなたが主人公です

《11月6日～12日は年金週間です》

「いい老後」にちなんで、毎年11月6日（いろいろご）から12日までは年金週間です。

年金を自分自身の老後の問題として認識し、将来、無年金とならないよう、自ら年金について考えましょう。

老後に備えて、国民年金！

男性78.64歳 女性85.59歳……平成16年 日本人の平均寿命

日本人の平均寿命は年々伸びており、女性は今や世界1位、男性は世界2位の長寿国になっています。そこで誰もが必ず迎える老後を、安心して心豊かに暮らしていける支えとなるのが、65歳から受給する老齢基礎年金（国民年金）です。

☆平成17年度の国民年金保険料は、1か月1万3,580円です。

☆平成17年度の国民年金受給額は、年額79万4,500円（満額の方）です。

また老後だけではなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡したときには、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

国民年金保険料の納付が困難な場合は…

自営業・無職の方は……「保険料免除制度」全額免除と半額免除があります。

学生の方は……「学生納付特例制度」夜間・定時制・通信制の学生も対象となります。

30歳未満の方は……「若年者納付猶予制度」がご利用できます。

保険料の支払いが困難な場合は、未納のままにしておかずお気軽に市民課の窓口にご相談ください。未納のままですと、突然の事故や病気で障害になっても、「障害基礎年金」等が受けられない場合があります。

☆10月31日(月)から「ねんきんダイヤル」がスタート

年金の手続きやお受け取りに関する相談は、全国どこからでもかけられる「ねんきんダイヤル」をご利用ください。

◎年金請求などの年金相談 → 0570-05-1165 いろいろご

◎年金を受けている方の年金相談 → 0570-07-1165 いろいろご

・受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

電話をおかけになる際は、年金手帳または年金証書などをお手元にご用意ください。

年金相談窓口の開設

岡谷社会保険事務所では11月7日(月)～11日(金)の間は夜7時まで、また6日(日)と12日(土)は午前9時30分から午後4時まで時間を延長して年金相談窓口を開設しています。

年金に関する相談や質問等、お気軽にお越しください。

お持ちいただくもの

被保険者の方：年金手帳または基礎年金番号通知書、印鑑

年金受給中の方：年金証書、配偶者も年金受給されている方は配偶者の年金証書

開設場所：岡谷社会保険事務所（☎23-3661）